

令和7年度

河南二期農業水利事業
三郡幹線用水路実施設計業務

特別仕様書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度河南二期農業水利事業三郡幹線用水路実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この見積仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、河南二期農業水利事業における三郡幹線用水路補修工事のための機能診断及び実施設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条

この業務において対象とする位置は、宮城県石巻市和湊他で別添1「位置図」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等について監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(土地の立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-6条

- 1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ・ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ・ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-7条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第 1-8 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 |
|------------------|--------|----------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業-農業土木 農業-農業農村工学 |
| | 農業 | 農業土木、農業農村工学 |
| 博士 | 農学 | |
| シビルコンサルティングマネージャ | 農業土木 | |

(照査技術者)

第 1-9 条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 |
|------------------|--------|----------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業-農業土木 農業-農業農村工学 |
| | 農業 | 農業土木、農業農村工学 |
| 博士 | 農学 | |
| シビルコンサルティングマネージャ | 農業土木 | |

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-10 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(技術者情報の登録)

第 1-11 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-12条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、次表に示す図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

| 番号 | 名称 | 発行所 | 制定(改訂)年月 |
|----|-------------------------------|---------------|----------|
| 1 | 農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】 | 農林水産省農村振興局 | 令和5年3月 |
| 2 | 農業水利施設の機能保全の手引き | 農林水産省農村振興局 | 令和5年5月 |
| 3 | 農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」 | 農林水産省農村振興局 | 平成28年8月 |
| 4 | 土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」 | (公社)農業農村工学会 | 平成26年3月 |
| 5 | 農業水利施設長寿命化のための手引き | 農林水産省農村振興局 | 平成27年11月 |
| 6 | 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編) | (一社)農業土木事業協会 | 平成21年3月 |
| 7 | 電気設備計画設計技術指針(高低圧編) | (一社)農業土木機械化協会 | 令和元年9月 |

(参考図書)

第2-2条

設計作業の参考にする図書は共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

| 番号 | 名称 | 発行所 | 制定(改定)月日 |
|----|--------------------|------------------|----------|
| 1 | 農業水利施設の長寿命化のための手引き | 農林水産省農村振興局 | 平成27年11月 |
| 2 | 河川砂防技術基準(案)同解説・設計編 | (社)日本河川協会 | 平成9年10月 |
| 3 | 河川構造物の耐震性能照査指針・解説 | 国土交通省水管理・国土保全治水課 | 平成24年2月 |
| 4 | 立体横断施設技術基準・同解説 | (一社)日本道路協会 | 昭和54年1月 |
| 5 | 水門鉄管技術基準 | (一社)電力土木技術協会 | 令和2年7月 |
| 6 | ダム・堰施設技術基準(案) | 国土交通省 | 平成28年3月 |
| 7 | 水門・樋門ゲート設計要領(案) | (一社)ダム・堰施設技術協会 | 平成13年12月 |

| | | | |
|---|---------------------|--------------|---------|
| 8 | 電気通信施設設計要領・同解説（電気編） | （一社）建設電気技術協会 | 平成 29 年 |
| 9 | 電気通信施設設計要領・同解説（通信編） | （一社）建設電気技術協会 | 令和 5 年 |

（貸与資料等）

第 2－3 条

貸与資料は、次のとおりである。

| 分類 | 貸 与 資 料 | 数量 |
|--------|--|-----|
| 設計関係資料 | 平成 25 年度国営土地改良事業地区調査「河南二期地区」 河南二期地区前谷地揚水機場他施設計画検討業務 | 1 部 |
| 設計関係資料 | 平成 25 年度国営造成施設保全対策指導事業 河南地区機能診断調査業務 | 1 部 |

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－4 条

第 2－2 条、第 2－3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1） 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2） 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3） 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（対象施設及び設計条件）

第 2－5 条

本業務の対象施設及び設計条件等は、次のとおりである。

三郡幹線用水路

設計対象区間 No. 0-2. 20～No. 167+18. 59 L=4, 196m

（1） 1 号サイホン（補修区間）

- 1) 延 長：L=117. 5m
- 2) 構 造：B2. 0m×H2. 0m
- 3) 計画流量：代かき期 6. 391 m³/s
普通期 5. 222 m³/s
- 4) 改修計画：補修

（2） 和渕分水工（補修区間）

- 1) 延 長：L=13. 1m
- 2) 計画流量：代かき期 6. 391 m³/s
普通期 5. 222 m³/s
- 3) 改修計画：補修

（3） 2 号サイホン（補修区間）

- 1) 延 長：L=948. 6m

- 2) 構造 : $\phi 1.8\text{m}$
- 3) 計画流量 : 代かき期 $3.572\text{ m}^3/\text{s}$
普通期 $3.253\text{ m}^3/\text{s}$
- 4) 改修計画 : 補修

(4) 開渠 (補修区間)

- 1) 延長 : $L=1,639.0\text{m}$
- 2) 構造 : $B2.9\text{m}\times H1.7\text{m}$
- 3) 計画流量 : 代かき期 $3.572\text{ m}^3/\text{s}$
普通期 $3.253\text{ m}^3/\text{s}$
- 4) 改修計画 : 補修

(5) 照江堰サイホン (補修区間)

- 1) 延長 : $L=39.5\text{m}$
- 2) 構造 : $B1.6\text{m}\times H1.6\text{m}$
- 3) 計画流量 : 代かき期 $3.572\text{ m}^3/\text{s}$
普通期 $3.253\text{ m}^3/\text{s}$
- 4) 改修計画 : 補修

(6) 開渠 (補修区間)

- 1) 延長 : $L=1,438.1\text{m}$
- 2) 構造 : $B2.9\text{m}\times H1.7\text{m}$
- 3) 計画流量 : 代かき期 $3.572\text{ m}^3/\text{s}$
普通期 $3.253\text{ m}^3/\text{s}$
- 4) 改修計画 : 補修

(7) 小形ゲート (1箇所)、水路内スクリーン (1基) (補修区間)、沈砂池 (新設1箇所)

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

(1) 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量等は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別添2「作業項目内訳表」に示すとおりである。

1) 三郡幹線用水路（サイホン・分土工・開渠：補修区間、沈砂池：新設）実施設計

| 作業項目 | 数量 | 備考 |
|--------|----|---------------------|
| ・設計計画 | 1式 | 延長 L=4,196m |
| ・基本事項 | 1式 | サイホン（補修区間 L=1,106m） |
| ・詳細事項 | 1式 | 和渕分土工（補修区間 L=13m） |
| ・設計計算 | 1式 | 開渠（補修区間 L=3,077m） |
| ・設計図 | 1式 | 沈砂池（新設 1箇所） |
| ・材料計算 | 1式 | |
| ・照査 | 1式 | |
| ・概算工事費 | 1式 | |

2) 小形ゲート（補修）実施設計

| 作業項目 | 数量 | 備考 |
|--------|----|-----|
| ・設計計画 | 1式 | 1箇所 |
| ・基本事項 | 1式 | |
| ・詳細事項 | 1式 | |
| ・設計計算 | 1式 | |
| ・設計図 | 1式 | |
| ・材料計算 | 1式 | |
| ・照査 | 1式 | |
| ・概算工事費 | 1式 | |

3) 水路内スクリーン（補修）実施設計

| 作業項目 | 数量 | 備考 |
|-------|----|----|
| ・設計計算 | 1式 | 1基 |
| ・設計図 | 1式 | |
| ・材料計算 | 1式 | |

4) 現地踏査等

| 作業項目 | 数量 | 備考 |
|---------------|----|---------------|
| ・現地踏査 | 1式 | 線的構造物:3.090km |
| ・近接目視 | 1式 | 線的構造物:26,017㎡ |
| ・コンクリート強度推定調査 | 1式 | 12測点 |

5) 機能診断

| 作業項目 | 数量 | 備考 |
|----------|----|-----------------------|
| ・準備作業 | 1式 | 線的構造物(開水路、暗渠):4.196km |
| ・事前調査 | | |
| ・資料調査 | 1式 | |
| ・問診調査 | 1式 | |
| ・健全度評価 | 1式 | |
| ・点検取りまとめ | 1式 | |

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術データベース(NNTD)については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。
 - ・新技術情報システム(NETIS)は、
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、土地改良工事数量算出要領(案)に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件
- ②業務計画の妥当性

③スケジュール

④検討事項の変更内容

⑤その他：事業間連携、コスト縮減、環境対策等の促進等

2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数
の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する
場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、
必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、
設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技
術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施
できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工
効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催す
ることとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必
要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するも
のとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、
初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手の段階

第2回 中間打合せ（機能診断整理段階）

第3回 中間打合せ（設計基本方針段階）

第4回 中間打合せ（細部設計段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成
し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受
注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしな
い。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理
状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎3階
東北農政局 河南二期農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1） 第2-5条に示す「対象施設及び設計条件」に変更が生じた場合
- （2） 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （3） 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （4） 第5-1条に示す「成果物」等に変更が生じた場合
- （5） 履行期間の変更が生じた場合
- （6） 関係機関等との協議により変更が生じた場合
- （7） 追加調査が必要になった場合
- （8） 現地調査において、仮設工（土のう設置撤去）や安全施設が必要となった場合
- （9） 別途河川協議が必要となった場合
- （10） 別途積算参考資料が必要となった場合
- （11） 堆積土砂撤去が必要となった場合
- （12） 歩掛調査の対象となった場合
- （13） その他

第7章 定めなき事項

（定めなき事項）

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 2

(1) 作業項目内訳表（三郡幹線用水路（サイホン・分土工・開渠：補修区間、沈砂池：新設）実施設計）

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施 |
|---------|---|------|
| 1 設計計画 | 準備作業（資料収集） 作業計画 | ○ |
| 2 基本事項 | 補修方針の検討決定 沈砂池設置場所の選定 | ○ |
| 3 詳細事項 | 補修範囲・補修工法の決定 沈砂池の型式・規模・構造の決定 | ○ |
| 4 設計計算 | 材料等の検討決定 沈砂池の水理計算、構造計算、配筋計算 施工計画（仮設計画含む）・工事工程計画の作成 特別仕様書（案）の作成 | ○ |
| 5 設計図 | 一般構造（全体、補修図、沈砂池の配筋図等） 仮設図 | ○ |
| 6 材料計算 | 補修工数量計算 仮設数量 | ○ |
| 7 照査 | 照査 | ○ |
| 8 概算工事費 | 概算工事費の算出 | ○ |

(2) 作業項目内訳表（小形ゲート（補修）実施設計）

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施 |
|--------|---|------|
| 1 設計計画 | 準備作業（資料収集） 作業計画 | ○ |
| 2 基本事項 | 卷上方式の検討決定 | ○ |
| 3 詳細事項 | 付属設備の仕様・配置の検討 | ○ |
| 4 設計計算 | 設計計算書 装置・諸元の検討決定 機器配置の検討決定 施工計画（仮設計画含む）・工事工程計画の作成 特別仕様書（案）の作成 | ○ |
| 5 設計図 | 一般構造図（全体、部分配置図） 操作制御設備配置配線図 操作制御設備単線結線図 仮設図 | ○ |
| 6 材料計算 | 主要部材数量表（内訳表・集計表） 機器数量表（規格・容量・重量） | ○ |

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施 |
|---------|----------|------|
| 7 照査 | 照査 | ○ |
| 8 概算工事費 | 概算工事費の算出 | ○ |

(3) 作業項目内訳表（水路内スクリーン（補修）実施設計）

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施 |
|--------|--|------|
| 1 設計計算 | 設計計算書 施工計画（仮設計画含む）・工事工程計画の作成 特別仕様書（案）の作成 | ○ |
| 2 設計図 | 一般構造図（全体、部分配置図） 仮設図 | ○ |
| 3 材料計算 | 主要部材数量表（内訳表・集計表） | ○ |

(4) 作業項目内訳表（現地踏査等）

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施 |
|----------------|--|------|
| 1 現地踏査 | 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。 | ○ |
| 2 近接目視 | 現地調査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変状等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。 | ○ |
| 3 コンクリート強度推定調査 | リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を測定する。 | ○ |

(5) 作業項目内訳表（機能診断）

| 作業項目 | 作業内容 | 作業実施 |
|-----------|---|------|
| 1 準備作業 | 調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。 | ○ |
| 2 事前調査 | | |
| 2-1 資料調査 | 施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。 | ○ |
| 2-2 問診調査 | 施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。 | ○ |
| 3 健全度評価 | 調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。 | ○ |
| 4 点検取りまとめ | 各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。 | ○ |